

兵庫労働局発表
令和8年1月29日

[照会先]
兵庫労働局 労働基準部 健康課
課長 高石 康子
主任衛生専門官 浅野 泰章
(TEL) 078-367-9153

報道関係者 各位

第2回「化学物質管理強調月間」の実施及び講演会の開催について

化学物質の自律的管理に関する改正法令が、令和6年4月から全面的に施行されました。これにより、新たな規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は年々追加され、令和8年4月からは約2,900物質が対象となります。

当該改正法令では、業種・規模に関わらず適用されることから、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理していく必要があります。

こうしたことから、厚生労働省では、昨年度、「化学物質管理強調月間」を創設し、広く一般に化学物質管理の重要性に関する意識の高揚及び化学物質の自律的管理の定着を図ることとしました。そこで、当局では、第2回目となる「化学物質管理強調月間」において外部講師を招き、以下の講演会を開催します。

講演会名：『職場に潜む化学物質の危険性』
～全ての業種が対象です～
日 時：令和8年2月3日(火) 午後2時から午後4時
講 演：職場における化学物質管理について
会 場：兵庫県私学会館（JR元町駅徒歩2分）



たしかめたん

- ※参考 別添1 第2回 化学物質管理強調月間実施要綱リーフレット
- 別添2 第2回 化学物質管理強調月間実施要綱
- 別添3 講演会チラシ

(※ 上記講演会について取材いただける場合は、お手数ですが、2月2日(月)午前中までに兵庫労働局健康課へご連絡をお願いします。)

第2回化学物質管理強調月間を実施します

＜令和8年2月1日～28日＞

兵庫労働局労働基準部健康課

スローガン**「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」**

化学物質の自律的管理に関する改正法令が、令和6年4月から全面的に施行されました。それにより、新たな規制の対象となる化学物質(リスクアセスメント対象物)は順次拡大され、令和8年4月からは約2,900物質が対象となる予定です。

当該改正法令は、業種・規模に関わらず適用されることから、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理していく必要があります。

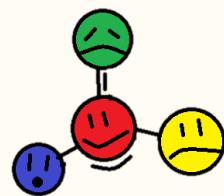
改正法令による「自律的管理」への移行、また、幅広い産業に適用されることを契機に、厚生労働省及び中央労働災害防止協会が主催する「化学物質管理強調月間」が昨年度創設されましたが、今年度も、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとします。

実施事項**～主唱者・協力連携者・協賛者～****(ア) 化学物質管理に係る啓発**

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

(イ) 化学物質に関する説明会等の実施

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

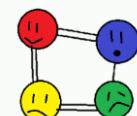
(ウ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発**(エ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布****(オ) 雑誌等を通じた広報****(カ) 事業者の実施事項についての指導援助****(キ) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施****(ク) (ア)～(キ)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼****～実施者（事業者）～****① 下記（ア）から（エ）の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う**

(ア) リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、周知、職務権限の付与、化学物質管理者と総括安全管理者、産業医、衛生管理者等との連携

(イ) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質のSDS等による危険有害性等の確認

(ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等

(エ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿等予防規則の遵守の徹底

② 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視**③ スローガン等の掲示****④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施****⑤ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施**

関連ホームページ

厚生労働省

第2回化学物質管理強調月間

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_65341.html



職場のあんぜんサイト（化学物質）

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



中央労働災害防止協会

令和7年度 化学物質管理強調月間

<https://www.jisha.or.jp/info/campaign/chemicals/>



独立行政法人労働者健康安全機構
労働安全衛生総合研究所

ケミサポ（職場の化学物質管理総合サイト）

<https://cheminfo.johas.go.jp/>



化学物質管理講演会開催(R8. 2. 3)

職場における化学物質管理についての講演会を開催します。

（@兵庫県私学会館 R8.2/3 参加無料 定員160名）
講師がわかりやすく説明します。ふるってご参加ください！



第2回化学物質管理強調月間実施要綱

1. 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講すべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講すべき事業場の範囲が、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、令和7年5月14日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が公布され、危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則を設けること（公布後5年以内に施行）や、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士による実施を義務づけること（令和8年10月施行）等も新たに規定されている。

業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理していく必要があり、第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」（第5回国際化学物質管理会議採択）において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、第2回化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することに

より、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2. 期間

令和8年2月1日から2月28日までとする。

3. 実施体制

(1) 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

(2) 協力連携者

経済産業省、環境省

(3) 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

(4) 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

(5) 実施者

各事業者

4. 実施事項

(1) 主唱者・協力連携者・協賛者

(ア) 化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

(イ) 化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

(ウ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

(エ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

(オ) 雑誌等を通じた広報

(カ) 事業者の実施事項についての指導援助

(キ) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

(ク) (ア)～(キ)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

(2) 実施者

職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、化学物質管理者による化学物質管理の徹底等、化学物質管理体制の構築を最重点事項とし、事業者及び労働者が連携・協力して、次の事項を実施する。

- ① 下記の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う。
 - (ア) リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、化学物質管理者と総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等との連携
 - (イ) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
 - (ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置の実施等
 - a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
 - b SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
 - c リスクアセスメントの実施にあたって、業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）の活用
 - d 化学物質の自律的な管理の実施状況について衛生委員会での調査審議
 - e ばく露低減措置の内容や労働者のばく露の状況について、労働者の意見を聞く機会を設けるとともに、記録の作成・保存
 - f ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
 - g 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
 - h 労働者に保護具を使用させる場合における、保護具着用管理責任者の選任、職務権限の付与、保護具着用管理責任者の氏名の掲示等労働者への周知
 - i 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であるこ

とを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進

j 濃度基準値設定物質のリスクアセスメントにおいて、ばく露濃度が高い

と見積もられた場合に個人ばく露測定によるばく露濃度の確認の実施

k 特殊健康診断等、必要な場合のリスクアセスメント対象物健康診断による健康管理の徹底

l 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

m 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底

(エ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

② 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

③ スローガン等の掲示

④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

⑤ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

事業主のみなさまへ

職場に潜む化学物質の危険性～全ての業種が対象です～

講演会 開催

参加費
無料

160名（先着申込順）

第2回化学物質管理強調月間が令和8年2月1日から2月28日まで実施されます。今年のスローガンは、「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」です。

職場における化学物質管理の理解を深めてもらうための講演会を下記のとおり実施いたしますので、ふるってご参加ください。

職場における化学物質管理について

特別民間法人 中央労働災害防止協会 近畿・大阪安全衛生総合サービスセンター
安全管理士・衛生管理士

講 師

井出 史朗 氏

開催日時

令和8年2月3日（火）午後2時～午後4時

会 場

兵庫県私学会館 大会議室
(神戸市中央区北長狭通4丁目3-13)
JR元町駅東口徒歩2分



受付サイト

受付は、12月8日～
令和8年1月25日までです。



<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/NDk5Mw==>

労働局・受付サイト

検索



主催：兵庫労働局
共催：(一社)兵庫労働基準連合会
後援：兵庫県

厚生労働省
兵庫労働局 (R7.12)

災害事例

一酸化炭素中毒



◆発生原因：飲食店の厨房で仕込み作業中、一酸化炭素中毒。原因是、①換気不十分、②木炭の不完全燃焼、③安全教育の不十分。

◆対策：厨房の換気設備の能力と設置状況を確認し、確実に稼働すること。また、火気を使用する場所に警報装置を設置し、聴覚的に災害を感じできるようすること。安全教育を実施し、同種災害を防ぐこと。

塩素ガス中毒



◆発生原因：大浴場の機械室にて、塩素系薬剤の補充作業中、誤って次亜塩素酸ソーダを含有する薬剤を補充し、塩素ガス中毒。原因是、①成分名等の表示がなされていない容器に薬剤を保管していたこと、②安全衛生管理体制が確立されていなかったこと等。

◆対策：取り違えがないよう、収納場所を別にし、目立つ場所に名称等のラベルを貼ること。また、交代勤務がある職場では特に注意して情報共有を行い、作業手順書を基に作業を行うこと。

有機溶剤中毒



災害発生状況図

◆発生原因：レジカウンター上の粘着テープ跡を洗浄液にて拭き落とし作業中、有機溶剤中毒。原因是、①有機溶剤を使用することへの認識不足、②吸引防止措置が講じられていなかったこと。

◆対策：洗浄液を選ぶ際には、安全データシート (SDS) 等により成分を確認し、必要に応じて有害性及び適正な取扱方法について、事前に安全教育を実施すること。

フッ化水素中毒



◆発生原因：清掃業者によるトイレの清掃作業中に、危険有害性の高い洗浄剤を使用したことによるフッ化水素中毒。原因是、①換気不十分、②適正な呼吸用保護具の未使用、③作業主任者の未選任による作業方法等の管理不足。

◆対策：洗浄剤を使用する際は、作業場の広さ、薬品の性質等を把握し、換気対策を十分に講じること。また、法令に基づく呼吸用保護具の選定・使用、更に作業主任者の選任により作業方法等を管理すること。